

地域指導者の手引き

あなたの経験を活かしてみませんか？

地域指導者として

中学校の部活動を地域の力で盛り上げよう！！

令和 7 年度版

1. 地域指導者とは

様々な活動経験や知識を活かして、市内のスポーツ系・文科系部活動の指導や支援を行うとともに、スポーツ・文化活動通じて中学生の健全育成や学校教育との連携など、中学生期のスポーツ・文化活動の発展に貢献していく地域人材のことで、市に登録して指導にあたります。

なお、令和7年度より、地域指導者に「指導者」及び「サポーター」の2つの区分を設け、登録の際にいずれかの区分を選択する取り扱いとします。指導者及びサポーターの定義については、次の通りです。

指導者：日頃から活動種目に関する知識技能、指導技術等の習得・向上に努めるとともに、学校と連携し、学校部活動の教育的意義も踏まえながら、地域クラブ活動において生徒の指導等にあたる者をいう。

サポーター：学校部活動の教育的意義も踏まえながら生徒と関わり、活動時の見守りや球拾い等、地域クラブ活動において補助的支援にあたる者をいう。

2. 地域指導者の要件について

地域指導者として指導・支援を行う者の要件等は以下のとおりです。

(1) 要件

可児市地域指導者は、以下の条件を満たした社会人とする。

【指導者・サポーター共通事項】

ア 成人（18歳）に達している。（学生、教職員も可とする）

イ 市が実施または指定する指導者講習会を受講している。

ウ 市の指針等に基づいて生徒と関わるができる。

※ ふさわしくない行為が生じた場合は、速やかに保護者、学校、市（文化スポーツ課）、体育連盟に報告するとともに、二者連携会議で審議し、部、クラブ全体で対処する。
ふさわしくない行為が認められた地域指導者は、学校、該当クラブ、市（文化スポーツ課）、体育連盟の合意の下、委嘱・登録を取り消す。

※ ふさわしくない行為…暴言、暴力、セクシャルハラスメント、人権侵害、学校の規則を守らない、顧問の指示や連絡等の無視、生徒及び保護者との継続的なトラブル等。

【指導者のみ対象事項】

エ 国・県・市の指針等に基づいて指導できる。（技術、責任感や連帯感、公正さや規律を尊ぶ態度、社会性・思考力や判断力等、心身を育てるための総合的な指導）

オ 研鑽を重ねるなど、日頃から必要な知識や技術（種目に関する知識技能、指導技術、生徒理解等）の習得に努めている

エ 長期的・継続的に指導できる（原則1年以上とするが、3年以上が望ましい）

(2) 指導者の資質向上と生徒の心身の健康管理について

指導者は、日頃から資質の向上に努めるとともに、生徒の心身の健康を適正に管理するため、次のことに留意する。

- ① 指導力の向上、自己研鑽に努め、指導者講習会や研修会に積極的に参加するようにする。
- ② 学校部活動、地域クラブ活動全てにおいて、生徒の命を守ることを大前提に置き、生徒の健康状態を把握し、活動状況を観察したり声をかけたりし、施設設備や用具の安全確認を定期的に行うなど、けがや事故、諸問題の未然防止に努める。また、それらが発生した場合は迅速、正確、適切に対処する。特に熱中症については、夏季活動時の「暑さ指数」の測定（暑さ指数が31℃以上の場合、スポーツ活動は原則中止）をはじめ、水分・塩分の補給、休憩の取得、軽装や着帽等、熱中症の未然防止、症状発生時の適切な対処（体温の冷却、病院への搬送等）について配慮する。
- ③ 本手引き「4. 活動時間や休養日について」を理解し、状況に応じて、生徒、保護者、各指導者等と相談し、適切な対応をとる。（活動の中止、活動時間の短縮、休養日の変更等）
- ④ 生徒への配慮とともに保護者の負担も考慮し、練習や大会、対外試合、対外交流等を精選する。また、そのことについて生徒や保護者と十分に話し合い、計画的に活動を進める。
- ⑤ 規定の時間や内容で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行えるようにする。

※生徒が地域クラブ活動に参加しないことを理由に、学校部活動などにおいて不利益となることがないように十分配慮してください。

3. 地域指導者登録の流れ

地域指導者として活動を行う場合は、登録が必要となります。地域指導者登録の流れは以下のとおりです。

地域指導者登録の流れ	内容
①指導者講習会への参加	地域クラブ活動の地域指導者になることを希望する者は、指導者講習会を受けなければなりません。
②修了証の交付	指導者講習会を受講すると、修了証が交付され、地域指導者としての資格が認められます。
③保護者会からの委嘱	保護者会からの指導依頼により、地域指導者承諾書を保護者会に提出します。 保護者会は、承諾書を可児市へ届け出てください。
④地域指導者の登録	保護者会から届け出のあった地域指導者承諾書を受理後、市にて指導者登録を行います。 ※後日、市より指導者登録書を送付します。

⑤事前打合せ	地域指導者と学校（顧問）、保護者会と活動日や時間、活動内容についての事前打合せを行う。
--------	---



⑥指導の実施	地域クラブ活動の趣旨を遵守し、地域指導者の資質向上と、生徒の心身の健康管理に努めた指導を実施します。 また、指導にあたっては、 部活動を補完する活動であるため、部活動顧問と連携して指導にあたります。（部活動顧問と地域指導者は、お互いに対等な立場で連携します。）
--------	--

※初年度に限り、年度内に講習を受けることを条件に地域指導者として登録することができます。

※地域指導者としてふさわしくない行為が認められた場合は、登録を取り消すことがあります。

4. 活動時間や休養日について

【活動時間】

	活動内容	活動時間	夜間練習
①平日	学校部活動	2時間程度	学校部活動・地域クラブ活動 18:00まで
②休日（土曜日、日曜日、祝日）	地域クラブ活動	3時間程度	

※生徒の健康管理や事故防止の観点から、学校部活動、地域クラブ活動が同日に重なった場合、各責任者は連携を取り合い長時間になり過ぎないように配慮する。

※大会や対外試合等の場合の活動時間は、上記の限りではないが、対外試合等はできる限り終日にならないよう配慮する。また、日頃から合理的かつ効率的・効果的な活動となるよう心掛ける。

【休養日】

	活動内容	休養日	活動自粛期間
①平日	学校部活動	5日間で1日以上	①学校の定期テスト（中間テスト・期末テスト等）前の1週間程度 ②指導者・保護者共に活動場所に不在の場合 ③気象警報及び熱中症警報発令時、又はそれに準ずる気象状況で、学校が部活動を控えている場合 ④校内で法定伝染病が流行し感染の恐れがある場合
②休日	地域クラブ活動	・第3日曜日「家庭の日」 ・土・日曜日のいずれか ・長期休業中におけるオフシーズン	

※平日の学校部活動の活動時間が十分に取れない週については、土日の両日に地域クラブ活動を半日（3時間程度）活動することも可能とするが、その場合は、生徒に過度な負担がかからないように十分配慮すること。（過度な負担への配慮参照）

※大会や対外試合等で、休日に連続して活動する場合は、必ず別に休養日を設ける。

■過度な負担への配慮

【活動時間制限：11時間ルールについて】

平日：2時間程度 1日以上月休養日

休日：3時間程度 土日いずれかを休養日

〈例：1週間の活動可能時間〉

月	火	水	木	金	土	日
2時間	2時間	休み	2時間	2時間	3時間	休み
学校部活動					地域クラブ活動	

- ・現在の活動時間ルールにおける最大の活動可能時間は平日8時間+休日3時間=11時間とする。
- ・平日の学校部活動・地域クラブ活動が十分に取れない週やプラスワン活動により活動を補完する場合も週の活動合計時間は11時間以内とする。(大会・練習試合等は除く。週の活動時間は、月曜日を起算日として日曜日までで算出する。)

活動を計画するにあたり配慮すること

【活動団体の責任者】

- ① 中体連の大会は、原則学校部活動として参加し、大会の申し込みやコーチ・監督・引率等は学校にて対応する。中体連以外の大会については、学校（顧問）と指導者等で協議のうえ、参加形態（学校部活動、地域クラブ活動）等を決定する。
- ② 翌日の学校生活への配慮や、休日であることの趣旨を踏まえ、地域クラブ活動の時間及び終了時刻は十分配慮する。(夜遅い時間になることは控える)
- ③ 各種競技団体等のガイドラインに準じた新型コロナウイルス感染症対策を行うこと。
- ④ 次の場合は、学校部活動、地域クラブ活動を自粛する。

- ア 学校の定期テスト（中間テスト、期末テスト等）前の1週間程度（学習に向かう配慮）
- イ 指導者・保護者共に活動場所に不在の場合（安全面の配慮）
- ウ 気象警報及び熱中症警報発令時、またはそれに準ずる気象状況で、市や学校が部活動を控えている場合
- エ 校内で法定伝染病が流行し、感染の恐れがある場合
- オ その他（災害等で社会が不安定な状況、安全確保が困難な状況、特別な事情等）

【可児市文化スポーツ課・可児市体育連盟】

休日に各種目協会等が主催する大会における運営について、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の趣旨を踏まえ、教員が関わらない運営を主催者に求めている。

※地域クラブ活動は、学校部活動を補完するものとして、地域の力を借りて、地域の活動として実施していくものであるため、部活動顧問と密に連携して実施していく必要があります。

5. 指導体制について

- (1) 学校部活動、地域クラブ活動それぞれにおける責任者は、基本方針、ねらい（目的）、指導内容、指導方法（練習方法）、活動期間、活動時間、諸問題への対応、会計等を明確にし、その計画や規約等を作成する。また、それを加入の際や保護者会等で、生徒、保護者、指導者に説明し、共通理解を図る。
- (2) 学校部活動、地域クラブ活動の連携を密にする。顧問と地域指導者は「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」による情報連携を行うとともに、部（学校）は「三者代表者会」※1を、各クラブは「二者連携会議」※2を定期的に行き、活動内容、指導内容、生徒の実態（心身や技能の状況、仲間関係）等について、共通理解を図る。意見や要望、諸問題についてはその場で検討し、合意形成を図り、その後の指導・支援が適切に行われるようにする。また、各責任者は、必要に応じて諸会を設置・開催する。

※1 三者代表者会：学校が主催する、学校（校長、各顧問等）・各部保護者代表・地域指導者の三者における会。上記に示す方針やねらい等に併せ、生徒の実態、諸問題について検討及び共通理解を図る。（学校のみ）

※2 二者連携会議：各クラブが主催する、全保護者・地域指導者の二者における会。上記に示す方針やねらい等に併せ、生徒の実態、諸問題について検討及び共通理解を図る。（地域クラブ活動のみ）

なお、部活動改革自体は、発展途上であり、「やってみる・見直す・修正する」いわゆるトライ＆エラーを繰り返して改革を進めていきます。実施する中での皆様のご意見やご提案をもとに見直しを進めてまいりますので、市文化スポーツ課までお願いします。

6. 安全管理について

安全管理及び物品管理について以下の点に注意してください。

- ア. 活動場所、施設設備、用具等の安全点検を定期的に行ってください。
- イ. 生徒の心身の健康状態を常時点検・観察し、状況に応じて適切な指導や対処をするよう努めてください。
- ウ. 怪我、事故、損害賠償等に備え、UNICにてスポーツ安全保険に加入します。なお、万が一、事故が発生した場合は、速やかにUNICにご連絡ください。
- エ. 生徒が怪我、体調不良の場合は、以下を参考に適切に対応してください。
 - ・首より上の怪我については、基本的にその生徒の保護者にすぐ連絡し受診の依頼をする。（頭部を打ったとき、目に何か当たったときなどは特に）
 - ・体調不良（熱中症など）の場合は、本人が自分で帰宅できると言っても、保護者に迎えに来てもらい状況や症状を伝え引き渡す。（体調の急変もあり得る）
 - ・救急を要する怪我、症状の場合は躊躇せず救急車を呼ぶ。
 - ・病院で受診をした場合は、受診結果を学校に報告する。
- オ. 警報発令時等の対応は、学校教育活動に準ずること。
- カ. 施設や用具に破損等が生じた場合は、速やかに学校及び文化スポーツ課にご連絡ください。
- キ. 学校部活動で使用している物品は原則学校部活動と同様に使用できますが、使用する場合は事前に学校と協議してください。

※詳細については「緊急対応マニュアル・応急手当ハンドブック」を参照してください。

7. 地域指導者の勤務内容及び報酬等について

地域指導者の勤務内容及び報酬の対象者・金額・支給条件等は、「指導者」、「サポーター」の区分毎に次のとおりです。

【指導者】

①勤務内容

勤務日時：休日（土曜日、日曜日、祝日）の1日3時間程度

主な職務：休日の地域クラブ活動における実技指導

※これまで学校（顧問）が担ってきた指導以外の部分（大会の参加申込みや引率・監督、施設の利用調整等）については、学校が中心となって地域に移行できる仕組みを構築し、種目差・地域差等を考慮しながら段階的に地域に移行していく。

②報酬

対象者：地域指導者のうち、「指導者」として登録した者

報酬額：1,000円／時間（1日当たり3時間限度）

ひと月の上限（1日の指導者配置上限は2名）

1日：1,000円×3時間＝3,000円

1月：月に土日が4回の場合 ⇒ 3,000円×4回＝12,000円

月に土日が5回の場合 ⇒ 3,000円×5回＝15,000円

【サポーター】

①勤務内容

勤務日時：指導者に同じ

主な職務：休日の地域クラブ活動における補助的支援

②報酬

対象者：地域指導者（「サポーター」又は「指導者」として登録した者

報酬額：1,000円／日

ひと月の上限（1日のサポーター配置上限は2名）

1日：1,000円×1日＝1,000円

1月：月に土日が4回の場合 ⇒ 1,000円×4回＝4,000円

月に土日が5回の場合 ⇒ 1,000円×5回＝5,000円

その他：「指導者」として登録している者を、サポーター報酬の対象とする場合は、当該報酬対象日に指導者報酬との重複がないこと及び1時間以上の指導を行っていることが条件となる。

【注意事項（指導者・サポーター共通）】

- ・土日の回数は、クラブ毎に年度内の活動曜日（土曜日又は日曜日のうち主に活動を行う曜日）を固定して算定します。
- ・報酬は、「指導者」、「サポーター」の区分を問わず、同一人につき対象月の土日の回数分を上限とします。ただし、複数クラブで地域指導者登録している場合は、地域クラブ毎に上限回数を適用します。
- ・報酬は、所得税を源泉した額で、四半期毎の支払いを予定しています。
- ・プラスワン活動は、報酬の対象とはなりません。

8. 地域クラブ活動の流れについて

地域クラブ活動の実施にあたっては、以下の流れで実施します。

地域クラブ活動の流れ	内容
①年間計画の作成	地域クラブ活動の年間計画表を作成します。作成にあたっては、顧問が中心となり、保護者会、地域指導者の三者で作成します。
②月間計画の作成	地域クラブ活動の月間計画表を作成します。作成にあたっては、顧問が中心となり、保護者会、地域指導者の三者で作成します。
③鍵の受け渡し 施設の開錠	金曜日に顧問が部長に施設の鍵等が入った「活動袋」を渡します。部長は活動日に地域指導者に「活動袋」を渡し、施設を開錠します。
④「活動連絡票」の確認	「活動袋」の中に「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」が入っているので、顧問からの連絡事項を確認します。
⑤地域クラブ活動の実施	顧問からの連絡事項を踏まえつつ、地域指導者の指導のもと地域クラブ活動を実施します。
⑥「出勤簿」及び「活動連絡票」の記入	活動終了後、「地域指導者出勤簿」を記入し、「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」に活動状況や顧問への連絡事項等も記入します。
⑦施設の鍵の施錠 鍵の受け渡し	施設の片づけを行い、施設の施錠を行ったら、地域指導者は鍵及びファイル等を「活動袋」に入れて、部長に渡します。部長は月曜日に顧問に「活動袋」を返却します。

※年度当初に年間計画表を作成し、その後は②⇒⑦を繰り返して実施します。

9. 学校部活動と地域クラブ活動の連携について

休日の部活動は「可児UNICスポーツクラブ」に移行し、地域クラブ活動として実施することに伴い、休日の指導は「地域指導者」に移行され「部活動顧問」が指導する機会は減少します。

しかし、当面は中体連をはじめとする大会参加・引率等に関わる機会があります。さらには、平日の学校部活動は引き続き学校主体で実施されるため、技術指導、生徒指導両面で、より地域クラブ活動の地域指導者との連携を図っていく必要があります。

【部活動顧問との連携の流れ】

学校部活動顧問	地域指導者（「指導者」）
通常時【基本事項】	
・「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」を作成し、指導記録のやり取りを行う。 ・必要に応じ、地域指導者との電話連絡や現地訪問を行い、連携強化に努める。 ・休日の指導以外の部分（大会の参加申込み・運営・引率、施設の利用調整等）は、学校（顧問）が中心となって地域に移行できる仕組みを構築し、可能な部分から、段階的に移行していく。	・「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」を作成し、指導記録のやり取りを行う。 ・平日の学校部活動や、活動連絡票の伝達事項等を踏まえながら、休日の指導を行う。 ・休日の指導以外の部分は、学校（顧問）からの要請に基づき、地域移行できる仕組みの構築や実際の移行に向け協力を行う。 ・重大な事故やトラブル等が発生した場合は、緊急対応を行うとともに、関係者（保護者、顧問、UNIC等）に連絡や報告を行う。
4月【年度スタート期】	
・地域指導者と顔合わせを行う。（休日練習時等。） ・顧問、地域指導者、保護者で集まり、指導方針を確認する。 ・大会参加などのスケジュールや役割分担について確認する。	・顧問と顔合わせを行う。 ・顧問、地域指導者、保護者で集まり、指導方針を確認する。 ・大会参加などのスケジュールや役割分担について確認する。
5月【1年生入部期】	
・1年生の加入状況や様子を伝える。	・1年生の加入状況や様子を見ながら、指導を進めていく。
6月～8月【中体連活動期】	
・大会参加メンバーを確認する。 ・中体連前の特別練習を実施する。	・大会参加メンバーを確認する。 ・中体連前の特別練習に協力する。
8月～9月【新チームへの移行期】	
・新チームにおける指導方針を確認する。（地域指導者と打合せ） ・三者代表会（顧問・指導者・保護者）を開催し結果を市へ報告する。（学校主催）	・新チームにおける指導方針を確認する。（顧問と打合せ） ・三者代表会（顧問・指導者・保護者）へ参加する。
9月～3月【秋・冬の大会期】	
・大会参加メンバーを確認する。	・大会参加メンバーを確認する。
1月～3月【年総括・引継ぎ期】	
・三者代表会（顧問・指導者・保護者）を開催し結果を市へ報告する。（学校主催） ・1年間のお礼と来年度の指導内容や方向性を確認する。（異動による引継ぎも確認。）	・三者代表会（顧問・指導者・保護者）へ参加する。 ・来年度の指導内容や方向性を確認する。

10. 学校施設の利用について

地域クラブ活動は、基本的には所属する学校施設を利用していただくことになります。休日は8：00から18：00までの間で、学校部活動顧問と相談の上、活動時間を決定してください。

※施設利用調整については学校（顧問）が中心となって調整を行っていますが、活動を進めていく中で、段階的に地域に移行していきます。

11. 学校施設以外の利用について

学校以外の施設を利用する場合は、それぞれの施設の利用方法に従ってください。なお、市内公共施設（地区センター、体育施設（カヤバスタジアム除く））については、活動時間に準備・片づけ時間（活動時間の前後各30分）を追加した時間内の活動であれば、利用料は減免になります。

12. 問い合わせ先

【部活動改革について】

〒509-0292 可児市広見一丁目1番地 可児市市民文化部文化スポーツ課
TEL：0574-62-1111（内線2433、2434） Mail：sports@city.kani.lg.jp

【指導者登録・保険について】

〒509-0242 可児市谷迫間806番地2（可児青少年育成センター/錬成館内）
可児UNICスポーツクラブ事務局
TEL：0574-63-0673 Mail：kani-unic@ma.ctl.ne.jp

13. 各種様式

○別紙様式1：学校部活動・地域クラブ活動連絡票

- ・学校部活動顧問と地域指導者が連絡調整を行うための様式です。
- ・部活動種目ごとに専用ファイルがありますので、この様式を綴じた状態で回覧します。

○別紙様式2：地域クラブ活動 指導者出勤簿

- ・地域指導者の出勤状況の確認のための出勤簿の様式です。
- ・本出勤簿をもとに指導者報酬の支払いを行います。
- ・部活動種目ごとに専用ファイルがありますので、この様式を綴じた状態で回覧します。

令和7年度「学校部活動・地域クラブ活動連絡票」

【回覧】

顧問 可 児	週末に 部長へ	地域指導者 野球 太郎 部活 次郎	活動後 部長へ	顧問 可 児
--	------------	---	------------	--

1. 部活動名

〇〇中学校 軟式野球部

署名してください。
複数指導の場合は複数
名記入してください。

2. 平日の活動状況・地域指導者への連絡事項（部活動顧問が記載）

活動期間	5 月 26 日 (月 曜日) ~ 5 月 30 日 (金 曜日)
活動内容	・火曜日、木曜日、金曜日に部活動実施。 ・キャッチボール、ベースランニング、シートノック、トスバッティング等、基礎的な練習を中心に行っています。
連絡事項	・中体連に向け実践的な練習をお願いします。 ・気温が高くなる予報が出ていますので、こまめな水分補給や休憩を挟みながら指導をお願いします。



3. 休日の活動状況・顧問への連絡事項（地域指導者が記載）

月／日 (曜日)	活動場所	活動内容	暑さ指数(スポーツ・屋外活動のみ) (5月～10月・活動開始時及び1時間おき)			
5/31 (土)	〇〇中学校 グラウンド	・キャッチボール ・トスバッティング ・シートノック ・紅白戦 (3イニング)	9 時 27.4℃	10 時 28.7℃	11 時 30.2℃	時 ℃
/			時 ℃	時 ℃	時 ℃	時 ℃
()			時 ℃	時 ℃	時 ℃	時 ℃
連絡事項	・全体に大きな声掛けができるようになり、チームの雰囲気もいい状態です。 ・水分補給や休憩には配慮しましたが、11時時点で暑さ指数が30℃を超えたため、紅白戦のイニング数を当初予定の5イニングから3イニングに減らし、予定より45分早く練習を切り上げました。 ・欠席者2名 (〇〇〇〇、□□□□)。					

できるだけ具体的に
記載してください。

※ 暑さ指数が31℃以上の場合は、スポーツ活動は原則中止してください。(暑さ指数は気温とは異なります。)

令和7年度 4 月分 地域クラブ活動 地域指導者出勤簿

●●中剣道クラブ

活 動 日		4 / 5 (土)		4 / 12 (土)		4 / 19 (土)		4 / 27 (日)		()			
氏 名	要 求 区 分	活 動 時 間	実 績 時 間	報 酬 区 分	署 名	活 動 時 間	実 績 時 間	報 酬 区 分	署 名	活 動 時 間	実 績 時 間	報 酬 区 分	署 名
可 児 太 郎	指 導 者	9：00 ～ 12：00	3 時 間	指 導 者 サポーター 対象外	可 児	9：00 ～ 12：00	3 時 間	指 導 者 サポーター 対象外	可 児	9：00 ～ 12：00	3 時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
広 見 次 郎	指 導 者	9：00 ～ 12：00	3 時 間	指 導 者 サポーター 対象外	広 見	9：00 ～ 11：30	2.5 時 間	指 導 者 サポーター 対象外	広 見	9：00 ～ 12：00	3 時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
地 域 三 郎	指 導 者	10：00 ～ 12：00	2 時 間	指 導 者 サポーター 対象外	地 域	9：00 ～ 12：00	3 時 間	指 導 者 サポーター 対象外	地 域	9：00 ～ 12：00	3 時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
剣 道 四 郎	指 導 者	9：00 ～ 12：00	3 時 間	指 導 者 サポーター 対象外	剣 道	9：00 ～ 10：00	1 時 間	指 導 者 サポーター 対象外	剣 道	9：00 ～ 12：00	3 時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
岐 阜 花 子	サポーター	9：00 ～ 12：00	3 時 間	指 導 者 サポーター 対象外	岐 阜	9：00 ～ 12：00	3 時 間	指 導 者 サポーター 対象外	岐 阜	9：00 ～ 12：00	3 時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外	
		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間	指 導 者 サポーター 対象外		：	時 間		

※1 地域指導者は、指導等を行った際に「日付」「活動時間」「署名」欄を記載し、該当する報酬区分(下記※2及び※3参照)の1つに○を付けてください。

※2 報酬区分にある、「指導者」は“指導者登録”している者のうち、当該活動日に指導者報酬の対象とする者、「サポーター」は“サポーター登録”または“指導者登録”している者のうち、当該活動日にサポーター報酬の対象とする者、「対象外」は報酬の支給条件(下記※3参照)等により、当該活動日に報酬の支給対象とならない(または支給対象としない)者をいいます。

※3 報酬の支給条件は次のとおりです。

①報酬対象となる指導者及びサポーターは、1日あたりそれぞれ2名を上限とします。また、1クラブあたりの月毎の報酬は、対象月の土日の回数に指導者及びサポーターともそれぞれ2を乗じて得た回数となる指導者上限とします。なお、プラスワン活動は報酬の対象とはなりません。

【例】①土日が4回の場合 ⇒ 指導者報酬:延べ8回分、サポーター報酬:延べ8回分

②サポーターは指導者報酬の対象となりませんが、指導者はサポーター報酬の対象にすることができまます。この場合、当該報酬対象日に指導者報酬との重複がないこと及び1時間以上の指導を行っていることが条件となります。また報酬は、区分を問わず、1人につき対象月の土日の回数分を上限とします。

③報酬額は、指導者が1時間あたり1,000円(1日上限3時間)、サポーターが1日あたり1,000円となります。